

議案第62号

自動車事故に係る訴訟上の和解について

令和5年（ハ）第10652号国家賠償（交通）請求事件について、訴訟上の和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月24日提出

三田市長 田村克也

記

1 和解の相手方

三田市加茂●●●●●●●●

● ● ● ●

2 和解の内容

- (1) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件事故に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (2) 訴訟費用は、各自の負担とする。